

大津市SDGs推進会議設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて大津市総合計画実行計画を実施するに当たり、関係部局の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的にこれを推進するため、大津市SDGs推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、市長、副市長、政策調整部長、総務部長、市民部長、福祉子ども部長、健康保険部長、産業観光部長、環境部長、都市計画部長、建設部長、公営企業管理者、教育長及び消防局長で構成する。

- 2 推進会議に議長及び副議長を置く。
- 3 議長は、市長をもって充てる。
- 4 副議長は、主管の副市長をもって充てる。

(会議)

第3条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第4条 議長は、専門の事項を調査し、及び検討するため必要があるときは、推進会議にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営については、議長が別に定める。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。